

●香川県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年6月30日から同年7月21日まで一般の縦覧に供する。

平成21年6月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 込野観音寺線（6号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市中田井町字天神岡870番 地先から	前	5.6~12.9	25	交通安全施設工 事に伴う現道拡 幅
観音寺市中田井町字天神岡865番 地先まで	後	8.0~12.9	25	

- 4 供用開始の期日 平成21年6月30日